

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構
評価調査者研修実施要領

(目的)

第1条 とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「県推進機構」という。）が認証した第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が、福祉サービス第三者評価（以下「評価」という。）を実施するにあたり、その所属する評価調査者が一定の知識、技術を持って評価を行うための研修に関する内容を定めることにより、評価の信頼性及び客観性を確保することを目的とする。

(研修の種類)

第2条 評価調査者研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）、評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）及び更新時研修とする。

(養成研修)

第3条 養成研修は、次の要件をすべて満たしている者を対象とする。

- (1) とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「認証要領」という。）2（1）イ（ア）に定める者
- (2) 現に評価機関に属している者又は評価機関に属する予定の者

2 養成研修は、別紙1のカリキュラムに基づいて実施する。

(継続研修)

第4条 継続研修は、養成研修修了者に対して定期的実施する。

2 継続研修は、別紙2のカリキュラムに基づいて実施する。

(更新時研修)

第5条 更新時研修は、認証要領5に規定する評価機関の認証の更新に必要なものとして実施する。

2 更新時研修は、別紙3のカリキュラムに基づいて実施する。

(研修受講手続)

第6条 養成研修の受講を希望する者は、所属している又は所属を予定している評価機関を通じて養成研修受講申込書（様式1）に受講資格を証する書類（様式2）を添えて、県推進機構に対して申込みを行う。

2 養成研修修了者は、所属する評価機関を通じて継続研修受講申込書（様式3）により県推進機構に対して申込みを行う。

3 更新時研修は、認証要領5の規程に基づき、評価機関がその主たる所属評価調査者の受講申込をとりまとめ、更新時研修申込書（様式4）により県推進機構に対して申込みを行う。

4 養成研修については、県推進機構は、申込者の資格審査を行った上で受講の承認又は

不承認の決定を行い、その旨を評価機関に通知する。

(研修の実施)

第7条 評価調査者研修の実施にあたり、その講師は原則として社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

2 受講者は、研修に係る実費を負担する。

(研修の修了)

第8条 受講者は、一回の研修で定められたカリキュラムすべてを履修して研修を修了する。ただし、養成研修においては、次号のすべてに該当する者は、カリキュラムの一部を免除するものとする。

(1) 現在、他県又は社会的養護関係の評価業務に従事していること。

(2) 第3条第1項第1号の要件をみたしていること。

(3) 養成研修の申込みを行った年度の前の年度から過去3年間の間に3回以上の評価実績のあること。

2 災害等やむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、その者の受講状況を踏まえ、修了について配慮する。

3 養成研修については、研修修了後に基準等部会において判定を行い、その能力が認められた者を研修の修了者とする。

4 継続研修については、何らかの事情で受講が修了できなかった場合、基準等部会の部長が別に定める方法により代替するものとする。

5 県推進機構が認証する評価機関に所属する評価調査者が、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者継続研修を受講し修了した場合は、当該評価調査者は、県推進機構が実施する当該年度の継続研修を修了したものとみなす。

6 県推進機構が認証する評価機関に所属する評価調査者が、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する更新時研修を受講し修了した場合は、当該評価調査者は、県推進機構の実施する当該年度の更新時研修を修了したものとみなす。

(評価調査者証の交付)

第9条 養成研修を修了した者には、評価調査者養成研修修了者証を交付する。

2 継続研修を修了した者には、評価調査者継続研修修了者証を交付する。

3 更新時研修を修了した者には、更新時研修修了者証を交付する。

(資格の休止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する養成研修修了者は、所属する評価機関を通じて資格の休止を県推進機構に届けることにより、1年を上限として期間を定めて資格を休止することができる。

(1) 病気、出産、育児、家族の介護等により評価に従事できない場合

(2) その他、前号に準ずるやむを得ない事情があると県推進機構が認めた場合

2 資格休止期間中は、評価業務に従事できない。

- 3 資格休止期間中に実施される継続研修の受講修了は免除される。
- 4 資格休止期間は第12条(1)に規定する期間に算入されない。

(資格の停止)

- 第11条 養成研修修了者が、定期的を実施する継続研修を受講し、修了しない場合は、次の継続研修を受講し修了するまで評価調査者養成研修修了資格を停止する。
- 2 資格停止期間中は、評価業務に従事できない。
 - 3 資格停止期間は、第12条(1)に規定する期間に算入される。

(資格の喪失)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、評価調査者養成研修修了者としての資格を失う。

(1) 3年間評価業務に従事しないとき

ここでいう評価業務には、栃木県内の社会的養護関係施設に係る評価業務を含むものとする。

ただし、10年以上活動した第三者評価機関に所属する評価調査者においては、第三者評価機関としての認証を辞退した団体(以下「評価辞退届出団体」という。)が認証を辞退(更新満了含む。)した次の年度から3年間においては、継続研修会を他の受講者と同様に受講することにより、資格を保持するものとする。なお評価調査者が、評価辞退届出団体が認証を辞退する以前の期間から連続して3年間従事しないときは、資格を失うものとする。

(2) 評価調査者本人から資格を辞退する申請があったとき。なお、死亡その他やむを得ない事情により評価調査者本人から資格を辞退する申請が得られない場合は、県推進機構は主たる所属評価機関からの代理申請を受け付けることができるものとする。

(認証辞退団体の評価者の資格保持)

第12条の2 前条第1項第1号ただし書きの場合は次のとおりの手続きとする。

- 1 評価辞退届出団体においては、認証辞退届出後、遅滞なく、資格を保持することを希望するものの名簿を県推進機構に提出するものとする。
- 2 継続研修会の参加においては、評価辞退届出団体において取りまとめを行い継続研修会の申込を行うこと。
- 3 第12条第1項第1号における評価者が資格を保持する期間中において、当該評価者が他の第三者評価機関に所属するときは、速やかに新たに所属する団体を通して、本会に届け出るものとする。
- 4 なお、評価辞退届出団体が解散などをして対応できない場合は資格保持を希望するものの中から代表者を互選し、継続研修会に係る手続きを行うこととする。その場合は、速やかに県推進機構に申し出るものとする。

(養成研修修了資格の再取得等)

第13条 養成研修修了者としての資格を喪失した者が再度資格の取得を希望する場合及

び前条第1号の規定により評価調査者養成研修修了資格の喪失が予想される者が資格継続を希望する場合は、再度評価調査者養成研修を受講できるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本要領は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

本要領は、平成18年7月4日から施行する。

附 則

本要領は、平成23年2月17日から施行する。

附 則

本要領は、平成25年6月6日から施行する。

附 則

本要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。